

熊本市事務分掌条例の一部改正について

熊本市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例

熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都市政策研究所」を「E B P M推進センター」に改める。

第2条都市政策研究所の項を次のように改める。

E B P M推進センター

政策立案に係る調査及び分析に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提出理由）

都市政策研究所を再編し、E B P M推進センターを設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。